

学校給食の手引

～食育の充実のために～



平成23年3月

福島県教育委員会監修・財団法人福島県学校給食会発行

学校給食の手引

～ 食育の充実のために ～

まえがき

科学技術の急速な発達や国際化・情報化などの著しい進展に伴い、人々の生活は非常に豊かになった反面、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などによる様々な社会問題が指摘されるようになって久しくなりました。最近においては、とりわけ児童・生徒の肥満、痩身、生活習慣病などの増加傾向が問題視されるようになり、その原因として、食生活の乱れや栄養の偏りなどが浮き彫りにされてまいりました。

このような情勢を受けて、本会では、福島県教育委員会の監修の下、平成15年3月に「学校給食の手引」を発刊し、各学校の先生方はもとより、栄養教諭・学校栄養職員をはじめとする学校給食に関わる多くの皆様方に広く活用いただいております。

この間、国においては栄養教諭制度の創設、食育基本法の制定、学校給食法の大規模な改正などが進められ、これまで以上に食育の推進や学校給食の充実が求められるようになりました。

そのため、本会においては、再び福島県教育委員会の監修をいただき、これら様々な変化や要請を踏まえた内容も加味するとともに、新たに非常時における適切な対応及び処置についても掲載した「食中毒事故等対応マニュアル」を追加し、改訂版「学校給食の手引～食育の充実のために～」を発刊することにいたしました。

なお、「食中毒事故等対応マニュアル」に掲載されている関係書類・様式等は、本会のホームページ上からもダウンロードして利用できる環境も整備することとしましたので申し添えます。

各学校において食育を推進する先生方、栄養教諭・学校栄養職員の皆様方には指導の有用な参考書として、また、学校給食実施に関わる関係者の方々には、普及・充実及び安全・安心な運営のために、日常的に、そして様々な機会に本手引をご活用くださることを期待いたします。

終わりに、本書の改訂に当たり細部にわたりご指導をいただきました福島県教育庁学校生活健康課及び大変お忙しい中にもかかわらず熱心にご執筆をいただきました作成委員並びにご協力をいただきました関係各位に対し、心よりお礼を申し上げます。

平成23年3月

財団法人福島県学校給食会

会長 丹 治 光 雄

発刊に寄せて

今日の食を取り巻く状況につきましては、社会情勢の変化等に伴い、様々な問題が指摘されています。児童生徒の生活習慣の実態につきましても、食生活の乱れや健康課題が憂慮される状況にあります。

このような中、平成17年には食育基本法が制定され、国を挙げて総合的・計画的に食育を推進することとされました。さらに、平成20年には学習指導要領が改訂され、食育が明確に位置付けられたことで、学校教育全体でも食育を推進していく方向性が示されています。加えて、平成21年には、学校給食法が50年ぶりに大きく改正され、その目的に学校における食育の推進が明文化されるとともに、学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準が法に位置付けられ、栄養教諭等の役割についても明記されました。

県教育委員会におきましては、平成19年に学校における食育の方向性を示す「ふくしまっ子食育指針」を策定し、また、平成19年度から栄養教諭の配置を開始し、積極的に食育を推進してまいりました。さらに、平成22年度から平成26年度までの5か年計画として策定した第6次福島県総合教育計画において、基本目標の1つとして「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」を掲げ、子どもたちの健やかな体をはぐくむこととし、食べる力・感謝の心・郷土愛をはぐくむため、児童生徒一人一人が望ましい食習慣や食に関する適切な判断力を身に付けることができるよう、家庭や地域との連携のもと、食育の推進を教育活動全体で取り組んでいくこととしております。

今回、財団法人福島県学校給食会より発行されました「学校給食の手引～食育の充実のために～」が、学校給食や食に関する指導充実のための貴重な資料として、幅広く活用されますことを切に希望し、発刊に寄せることばといたします。

平成23年3月

福島県教育委員会教育長

遠藤俊博

目 次

第1編「学校給食の運営・栄養管理」編

第1章 学校給食の重要性

1	学校給食の果たしてきた役割	3
2	学校給食の新たな役割	4
3	学校給食の沿革	14

第2章 学校給食の運営・栄養管理

1	学校給食の運営	17
2	学校給食の栄養管理	23
3	学校給食の指導	34

第3章 地産地消の推進

1	自主団体との連携	45
2	地元農協直売所との連携	46
3	公設市場との連携	47
4	農政課との連携	48
5	福島県の主な地元農産物等マップ	50
6	米飯給食モニター校実践事業による開発物資	51

第4章 学校給食関係事務

1	学校給食費	53
2	国庫補助金（交付金）関係	55
3	その他の事務	71

第5章 財団法人福島県学校給食会の概要と業務内容

1	県学校給食会の概要	85
2	県学校給食会の業務内容	90

第2編「学校給食の衛生管理」編

第1章 学校給食における衛生管理

第1	総則	115
第2	学校給食施設及び施設の整備及び管理に係る衛生管理基準	116
第3	調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準	123
第4	衛生管理体制に係る衛生管理基準	134
第5	日常及び臨時の衛生検査	139

第6	雑則	141
第2章	学校における衛生管理	
1	異物混入対策	143
2	温度管理対策	145
3	食中毒発生時の二次感染防止	146
4	検収と検食	147
第3章	学校給食の食中毒	
1	学校給食の食中毒	149
2	食中毒菌等の説明	152

第3編 「食に関する指導」編

第1章	学校における食育推進の必要性	
1	食育基本法の制定、食育推進基本計画の施行	161
2	学習指導要領の改訂	162
3	学校給食法の改正	163
4	学校における食育の推進	163
第2章	福島県における食育の推進	
1	児童・生徒の食生活を取り巻く状況等	166
2	福島県教育委員会における食育の推進	167
第3章	食に関する指導に係る全体計画の作成	
1	食育全体計画の必要性	170
2	食育全体計画に掲げることが望まれる内容	170
3	食育全体計画作成の手順と留意点	172
第4章	各教科等における食に関する指導	
1	食に関する指導の展開	178
2	食に関する指導を行う中核的な教科における食に関連する内容	178
3	学級活動と食に関する指導	181
○	A 小学校実践例	
	・学級活動（1年）	184
	・学級活動（2年）	186
	・学級活動（3年）	188
	・学級活動（4年）	190
	・学級活動（5年）	192
	・学級活動（6年）	194

・家庭科（5年）	196
・体育科保健領域（6年）	198
・道徳（5年）	200
・総合的な学習の時間（6年）	202
○ A中学校実践例	
・食育全体計画	205
・学級活動（1年）	206
・学級活動（2年）	208
・学級活動（3年）	210
・技術・家庭科（1年）	212
・技術・家庭科（2年）	214
第5章 学校給食を活用した食に関する指導	
1 学校給食の特質	216
2 学校給食の活動を通じた食に関する指導	216
3 学校給食を活用した食に関する指導	218
第6章 学校・家庭・地域が連携した食育の推進	
1 連携の基本的な考え方	224
2 家庭や地域との連携の進め方	224
3 家庭や地域との連携の実際	225
第7章 個に応じた食に関する指導	
1 個に応じた食に関する指導とは	229
2 個に応じた食に関する指導の実際	231
第8章 学校における食育の推進の評価	
1 評価の基本的な考え方	240
2 評価の方法	240
3 評価の実施	242
4 評価の実際	242

参考資料（関係通知文等）

第1章 学校給食の運営関係	
1 学校給食施設補助基準	247
第2章 学校給食の衛生関係	
1 学校給食衛生管理基準	251
2 学校給食における衛生管理の徹底について	288

第3章 食に関する指導関係

- 1 学校給食における食育の推進について…………… 290
- 2 特別非常勤講師としての学校栄養職員の活用について…………… 291

綴込冊子 食中毒事故等対応マニュアル